

鳥取県告示第 811 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成 18 年 11 月 10 日から同月 24 日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課(鳥取市東町一丁目 220)及び倉吉市役所(倉吉市葵町 722)において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成 18 年 11 月 24 日までに知事に意見書を提出することができる。

平成 18 年 11 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 1・5・1 号福光和田線

倉吉都市計画道路 3・4・10 号倉吉由良線

倉吉都市計画道路 3・5・4 号倉吉森線

倉吉都市計画道路 3・5・20 号和田線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 倉吉都市計画道路 1・5・1 号福光和田線

追加する部分

倉吉市福光字上折口及び字下河原、秋喜字観音堂、字鯨及び字杉ノ元、国府字市道、字道場、字河新田、字向前田、字中ノ郡家及び字鴨川、西福守町字和田々、福守町字穴エゴ、字西荒木及び字乾、不入岡字鴨川、字落ノ上、字堂面、字海田、字鋤先、字東前、字新名原、字芽林及び字大平並びに和田字野畑、字和田境、字西屋敷、字唐人田、字老町田及び字沼

(2) 倉吉都市計画道路 3・4・10 号倉吉由良線

変更する部分

倉吉市新町三丁目、福吉町、金森町、福吉町二丁目、鴨川町、福守町字下屋敷及び字下高見堂並びに和田字中島

削除する部分

倉吉市和田字上畑田及び字野畑並びに不入岡字垣ノ内、字三反田、字東前、字新名原、字東畑、字弥次兵衛、字沢べり及び字大平

(3) 倉吉都市計画道路 3・5・4 号倉吉森線

変更する部分

倉吉市河原町字西淀江、福吉町二丁目、西倉吉町字下河原、字中河原、字朝日、字稲荷、字西倉吉、字屋敷及び字中ノ城、秋喜字清水、字清水元、字鯨掘り、字山際、字東九反長、字下山根、字四反長、字長田、字島田前及び字西坂根並びに福光字古屋敷、字上折口及び字下折口

(4) 倉吉都市計画道路 3・5・20 号和田線

追加する部分

倉吉市和田字中島、字上畑田、字下畑田、字菱田、字西ノ馬場、字門前、字西門、字道和寺、字中峰、字寺沢、字清水尻、字老町田及び字沼